

事例番号:300306

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第三部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

2) 今回の妊娠経過

妊娠 29 週- 切迫早産のため入院

3) 分娩のための入院時の状況

管理入院中

4) 分娩経過

妊娠 37 週 3 日

8:15- 妊産婦希望のためオキシトシン注射液による陣痛誘発

8:30 陣痛開始

14:08 経膈分娩

胎児付属物所見 臍帯は胎盤の辺縁に付着

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:37 週 3 日

(2) 出生時体重:2534g

(3) 臍帯動脈血ガス分析:実施せず

(4) Apgar スコア:生後 1 分 8 点、生後 5 分 9 点

(5) 新生児蘇生:実施せず

(6) 診断等:

生後 1 日 経皮的動脈血酸素飽和度の低下、痙攣、無呼吸を認め新生児搬送、新生児痙攣の診断

(7) 頭部画像所見:

生後 8 日 頭部 MRI で脳室周囲白質に点状または斑状の信号異常を認める

4 歳 4 ヶ月 頭部 MRI で脳室周囲白質軟化症を認める

6) 診療体制等に関する情報

(1) 施設区分:診療所

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 2 名

看護スタッフ:助産師 1 名、准看護師 3 名

2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は、出生前のどこかで生じた胎児の脳の虚血(血流量の減少)により脳室周囲白質軟化症(PVL)を発症したことであると考える。

(2) 胎児の脳の虚血(血流量の減少)の原因を解明することは難しいが、臍帯圧迫による臍帯血流障害の可能性を否定できない。

(3) PVL の発症時期は不明である。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

(1) 妊娠 27 週までの当該分娩機関における外来管理、および妊娠 29 週 2 日に切迫早産のため A 医療機関へ紹介したことは、いずれも一般的な対応である。

(2) 妊娠 29 週 2 日 A 医療機関で切迫早産の診断で入院としたこと、およびその後の妊娠 36 週 2 日までの入院中の管理は、いずれも一般的である。

(3) 妊娠 36 週 2 日 A 医療機関退院後、規則的な腹部緊満感が認められる状況で当該分娩機関に入院としたこと、およびその後の妊娠 37 週 2 日までの入院中の管理は、いずれも一般的である。

2) 分娩経過

(1) 妊娠 37 週 3 日に妊産婦希望で陣痛誘発を行なったことは選択肢のひとつである。

(2) 陣痛誘発について文書を用いて説明、同意を得たことは一般的である。

- (3) オキシシン注射液の開始時投与量(オキシシン注射液 5 単位をブドウ糖注射液 500mL に溶解し 10mL/時間で開始)、および増量間隔・量(30 分毎に 10mL/時間ずつ増量)は基準内である。
- (4) オキシシン注射液投与中の分娩監視方法(ほぼ連続的に分娩監視装置を装着)は一般的である。
- (5) オキシシン注射液投与中に高度変動一過性徐脈、遷延一過性徐脈が認められる状況で、子宮収縮薬の投与量を維持したことは選択肢のひとつである。
- (6) 妊娠 37 週 3 日 13 時頃以降の胎児心拍数陣痛図でレベル 4(基線細変動は保たれているが、軽度遷延一過性徐脈あり、高度変動一過性徐脈が反復)の状況で、経過観察したことは選択されることは少ない対応である。
- (7) 妊娠 37 週 3 日 13 時 35 分頃以降の胎児心拍数陣痛図でレベル 5(基線細変動の減少、頻脈、高度遷延一過性徐脈あり、高度変動一過性徐脈が反復)の状況で、急速遂娩の方針とせずに経過観察したことは一般的でない。

3) 新生児経過

- (1) 出生後の対応は一般的である。
- (2) 生後 1 日に経皮的動脈血酸素飽和度の低下、痙攣、無呼吸が認められ、高次医療機関 NICU へ搬送したことは適確である。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

- (1) 今後は、胎児心拍数陣痛図の判読と対応を「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2017」に則して習熟することが求められる。
- (2) 臍帯動脈血ガス分析を実施することが望まれる。

【解説】臍帯動脈血ガス分析を行うことにより、分娩前の胎児の低酸素症の状態を推定することが可能である。

- (3) 胎盤病理組織学検査を行うことが望まれる。

【解説】胎盤病理組織学検査は、分娩経過に異常が認められた場合、その原因の解明に寄与する可能性がある。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

当該分娩後に医師と看護スタッフで意見交換が実施されているが、本報告書を

参考に詳細な事例検討を行うことが望まれる。

【解説】児に重篤な結果がもたらされた場合は、その原因検索や今後の改善策等について院内で事例検討を行うことが重要である。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

- ア. 成熟児の PVL 発症の病態生理、予防に関して更なる研究の推進が望まれる。
- イ. 臍帯動脈血ガス分析は、分娩前の胎児低酸素・酸血症の状態を推測することが可能であり、重要な検査である。可能な限り実施するよう働きかけることが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。